

前回提示案(旧:資料3-5)		今回修正案(新:資料4-5)	
p 23	<p>i 敷地内緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地内において緑化を図るべき面積は、<u>敷地の規模に応じて次の式により算出した面積を基準とします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【敷地面積300㎡以上の場合】</p> <p>緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.2 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>ただし、敷地の用途地域が近隣商業地域に該当する場合は、 緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.1 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>【敷地面積300㎡未満の場合】</p> <p>緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.2 × 敷地面積 / 300 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>ただし、敷地の用途地域が近隣商業地域に該当する場合は、 緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.1 × 敷地面積 / 300 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> </div>	p 23	<p>i 敷地内緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地内において緑化を図るべき面積は、次の式により算出した面積を基準とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.2 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>ただし、敷地の用途地域が近隣商業地域に該当する場合は、 緑化する面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建ぺい率) × 0.1 ※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>なお、<u>200㎡未満の敷地における建築物の建築等で、その敷地の形状などからやむを得ないと認められる場合は、上の式に(敷地面積/200)を乗じて算出した面積(小数点以下1位未満の端数切捨て)を緑化を図るべき面積とすることができます。</u></p> <p><u>ただし、この場合においては、接道部から見通せる敷地内の場所に、高木を少なくとも1本植栽するものとします。</u></p> </div>

前回提示案(旧:資料3-5)		今回修正案(新:資料4-5)	
p24	<p>ii 接道部緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地が道路に面する部分において緑化を図るべき部分の長さは、<u>敷地の規模に応じて次の式により算出した長さを基準と</u>します。</p> <p>(略)</p> <p>【敷地面積300㎡以上の場合】</p> <p>緑化する長さ(m) = (接道部の長さ(m) - 2) × 0.6</p> <p>※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>ただし、建築物が住宅(共同住宅を含む。)、宿泊施設、庁舎、学校、医療施設、福祉施設又は集会施設以外の用途に供するものである場合は、</p> <p>緑化する長さ(m) = (接道部の長さ(m) - 2) × 0.3</p> <p>※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>【敷地面積300㎡未満の場合】</p> <p>緑化する長さ(m)</p> <p>= (接道部の長さ(m) - 2) × 0.6 × 敷地面積 / 300</p> <p>※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p><u>ただし、建築物が住宅(共同住宅を含む。)、宿泊施設、庁舎、学校、医療施設、福祉施設又は集会施設以外の用途に供するものである場合は、</u></p>	p24	<p>ii 接道部緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地が道路に面する部分において緑化を図るべき部分の長さは、次の式により算出した長さを基準とします。</p> <p>(略)</p> <p>緑化する長さ(m) = (接道部の長さ(m) - 2) × 0.6</p> <p>※小数点以下1位未満の端数切捨て</p> <p>ただし、建築物が住宅(共同住宅を含む。)、宿泊施設、庁舎、学校、医療施設、福祉施設又は集会施設以外の用途に供するものである場合は、</p> <p>緑化する長さ(m) = (接道部の長さ(m) - 2) × 0.3</p> <p>※小数点以下1位未満の端数切捨て</p>

前回提示案(旧:資料3-5)		今回修正案(新:資料4-5)	
	<p><u>緑化する長さ(m)</u> $= (\text{接道部の長さ(m)} - 2) \times 0.3 \times \text{敷地面積} / 300$ <u>※小数点以下1位未満の端数切捨て</u></p> <p>.....</p> <p>なお、敷地の規模にかかわらず、接道部から敷地内へ6メートルの範囲内に垣、柵その他工作物を設置しない場合は、次の式により算出した面積を i の敷地内において緑化する面積に加えることにより、接道部緑化に代えることができます。</p> <p><u>敷地内緑化への代替面積(m²)</u> $= \text{上記により算出した緑化する長さ(m)} \times 0.6$ <u>※小数点以下1位未満の端数切捨て</u></p>		<p>.....</p> <p>なお、接道部から敷地内へ6メートルの範囲内に垣、柵その他工作物を設置しない場合は、次の式により算出した面積を i の敷地内において緑化する面積に加えることにより、接道部緑化に代えることができます。</p> <p><u>敷地内緑化への代替面積(m²)</u> $= \text{上記により算出した緑化する長さ(m)} \times 0.6$ <u>※小数点以下1位未満の端数切捨て</u></p>
p 25	<p>i 敷地内緑化面積の算定 次の①～③の各手法による緑化の面積を合計して算出します。</p>	p 25	<p>i 敷地内緑化面積の算定 次の①～③の各手法による緑化の面積を合計して算出します。</p> <p><u>接道部緑化奨励算定について</u></p> <p><u>ただし、接道部緑化長さとして算定される緑化（壁面の緑化を除く。27、28ページ ii ①・②参照）の部分に係る緑化の面積は、次の①～③の各手法における算定方法を用いて得た面積の2倍として算定します。</u></p>